

平成18年12月11日（月）

○議長（上田順康君）順番2、4番 平木君。

〔4番（平木哲朗君）登壇〕

○4番（平木哲朗君）議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

私にとっては最後の一般質問になりますので、私の期待にこたえていただけるような、明確な答弁をお願いします。

最初に、障害者自立支援法における障害者の負担軽減策と障害者施策についてお聞きします。

本年4月から、障害者自立支援法が施行され、障害者に義務付けられた、福祉サービスの費用の原則1割負担が設けられました。1割負担をめぐっては、同法で障害者の所得によって、負担の上限1万5,000円から3万7,000円が設けられました。しかし、食費や光熱費は一定の実費負担が課せられており、金銭的負担を理由に施設を退所する障害者が全国で続出しています。

また、10月からは障害程度を6段階に区分する新たな認定制度が始まり、十分なサービスが享受できない可能性があります。同法施行以来、障害者が急激な負担増を強いられているため、負担軽減策を実施する自治体も増えてきています。

京都府では負担増で必要なサービスを受けられなくなるとして、3年間の期限付きで、国より低い上限を設け、超過分を市町村と折半で助成しています。横浜市では被課税世帯を対象に、負担の増額分を全額助成しています。そのほかに、多くの自治体では負担軽減策を実施検討しています。児童福祉法の改正に伴い、10月から施設利用料の1割負担がスタートした障害児については、利用が抑制さ

れば子どもの療育が阻害されるという理由で、長崎県や川崎市などが従来の個人負担を超えた分を全額補助しています。

和歌山県では、県障害福祉課が今年4月から6月にかけて、知的障害者が利用する通所授産施設23カ所にアンケート調査をしたところ、退所者と利用を以前より控えた人は45人、うち4割の18人が、利用負担が増えたことを理由に上げたといえます。

その負担を軽減しようと、県内では7市町が独自の補助制度を新設しています。経済的に苦しい家庭は施設利用を抑制しなければならなくなり、子どもの療育が阻害され、障害者の引きこもりが増加し、自立や社会参加ができなくなり、医療機器が使えなければ命の危険もある障害者もいます。

障害者は、一人ひとりの障害の症状が異なります。重度の障害を抱えながらひとり暮らしを始めている人もいます。しかし、障害者自立支援法ではひとり暮らしが難しくなります。なぜなら、買い物、家事援助等をするヘルパーさんの回数を減らさなければならないからです。障害者の皆さんの自立、社会参加は、障害者自立支援法では難しくなります。また、障害を持って生まれてきた子どもが、将来自立し、社会参加していくためには、子どものときからの対策が必要になります。橋本市として、負担軽減策や障害者施策をどのように考えていくのか、お聞きします。

支援費制度で受けられてきた福祉サービスが、自己負担増により受けられなくなり、福祉サービスを減らさなければならなくなり、命の危険や障害者の自立や社会参加が難しくなります。今後、障害者家庭の負担軽減策をどのように考えていくのか。また、障害を持

った子どもたちの療育は、乳幼児から始めることが大切だと考えます。その機会を奪ってしまえば、障害者の自立や社会参加が難しくなります。小さいときから、障害を持った子どもと元気な子どもたちとの交流を深めていくことも重要だと考えます。親兄弟の思いは、自分たちがいなくなっても生きていけるようになってほしいと考えています。障害者に対する負担軽減策とともに、障害者の自立支援や福祉サービスの充実に、どのように取り組んでいくのかをお聞きします。

次に、小・中学校における、いじめ、不登校対策についてお聞きします。

小・中学校、また高等学校において、陰湿ないじめにより、精神的苦痛に耐えきれず不登校になり、あるいは自傷行為や大切な命の灯を消してしまうことが多発しています。多くの子どもたちが、いじめを受けたり、逆にいじめたという両方の経験を持っている子どもたちも多いと聞きます。いじめられないために、先に友達をいじめるケースがあると聞きます。橋本市ではないと思いますが、全国的には、学校がいじめを把握していなかったり、黙認したり、逆に、教師が子どもと一緒に特定の子どもをいじめたり、教育委員会に報告しなかったケースがあります。

また、教職員や保護者の中には、軽度発達障害の子どもたちの理解がされておらず、教師、保護者、子どもたちから、子どもの暴力や陰湿ないじめを受け、引きこもり、自閉症や不登校になり、社会参加ができなくなっています。一般的には、教職員は採用時に軽度発達障害に対する研修を受けていないことが多く、軽度発達障害児の理解不足が大きな原因ではないかと思えます。同様に、多くの保護者も軽度発達障害の理解がなされていません。

今後、学校、保護者、地域との連携も必要であり、いじめに対する子どもへの教育が必

要であります。行政では、こども課や発達相談員、保育園、幼稚園、小・中学校との連携と引き継ぎが重要になってきます。

奈良県では、女子中学生が大切な命の灯を消した事件も、その子の生まれ持った病気のことを小学校から中学校へ申し送りしながら、中学校が何の取り組みもしなかったことが一つの原因となっています。

いじめ、不登校対策について今後の取り組みをお聞きします。

まず、いじめ、不登校について、現在の状況と原因はどこにあるのか。過去と現在のいじめ、不登校の違いはどこにあるのか。2、軽度発達障害の理解を得るために、教職員、保護者、生徒にどのように理解を得ていくのか。こども課や発達相談員、保育園、幼稚園、小・中学校との連携、引き継ぎが十分行われる体制ができていくのか。いじめ、不登校対策の今後の取り組み、対策をどのように考えているのかお聞きします。

次に、ニートを生まないキャリア教育の実施についてお聞きします。2004年9月に出された労働経済白書では、ニート52万人が発表され、大きな衝撃を受けました。国もニート対策に乗り出し、経済産業省、厚生労働省、文部科学省がそれぞれに対策に乗り出したところ です。

2004年はキャリア教育元年と呼ばれ、ニートを生まないキャリア教育の必要性の指摘が高まり、行政が初の予算化をしています。キャリア教育とは、児童生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育てる教育と定義されています。キャリア教育の基本方向としては、一人ひとりの実態、状況の的確な把握と、成長・発達へのキャリアカウンセリングの機会の確保と質の向上、働くことへの関心、意欲の高揚と学習意欲の向上、職業や進路など、キャリアに関する学習と教科・科目の学習との相互補

完性の重視。職業人としての資質、能力を高める指導の充実。基礎・基本の学習の充実の徹底。情報活用能力、外国語運用能力等の向上。自立意識の涵養と豊かな人間性の育成。働く事の意義の理解。早期からの自立性、社会性の涵養が上げられている。各発達段階に応じた能力・態度の育成を軸とした学習プログラムを開発し、4つの能力・態度を小・中・高で育成していくキャリア教育の推進のための方策が出されています。

1、人間関係形成能力（自他の理解能力、コミュニケーション能力）2、情報活用能力（情報収集・探索能力、職業理解能力）3、将来設計能力（役割把握・認識能力、計画実行能力）4、意思決定能力（選択能力、問題解決能力）等が上げられております。また、各学校における教育課程への適切な位置付けと指導の工夫改善。2、体験活動等の活用（職場体験、インターンシップ等）。社会や経済の仕組みについての現実的理解、労働者としての権利・義務等の知識の習得。多様で幅広い他者との人間関係の構築。以上、キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議の報告で出されています。

私は、各発達段階に応じた能力の育成を軸としたキャリア教育を、小・中・高で取り組む必要があると考えます。市内の中学校では、地元企業に協力をいただいて、学校ではできない職場体験を実施していますが、今後、どのようなキャリア教育を実践していくのかお聞きします。

最後の質問は、イベント、大会、祭り等の運営窓口の1本化について質問します。

橋本市は、イベント、大会、祭りが多く開催されています。担当課はその業務に忙殺され、本来の業務が十分できにくい環境にあるのではないかと思います。例を挙げますと、経済部であります。へら鮎釣りの全国大会か

ら始まり、紀の川祭、カップ祭り、歩行者天国、農林業まつりと商工まつりが一緒になったまつせ・はしもと等と続き、本来の業務である農林商工業の地域活性化や、販路の開拓、就労対策等、本来の業務が十分にできていないのではないかと思います。今後の橋本市の地域活性化を担う経済部は、橋本市の命運を握っていると考えます。

これは私の提案ですが、すべてのイベント、大会、祭り等を、運営担当を整理統合するセクションをつくってはどうかと考えます。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（上田順康君）4番 平木君の一般質問に対する答弁を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）平木議員の質問にお答えをいたします。

障害者自立支援法による障害者の負担軽減策、障害者施策についてお答えを申し上げますが、障害者施策につきましては、平成15年4月の支援費制度の導入により、利用者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用することができるなど、障害保険福祉制度が改正されまして、これまで一定の成果をおさめてきたところであります。

しかしながら、身体障害者、知的障害者、精神障害者といった、障害種別ごとに縦割りでサービスが提供されており、施設、事業体系がわかりにくい、各市町村間でのサービス提供の格差が大きい、国と地方自治体の費用負担のルールでは、増え続けるサービス利用のための財源を確保することが困難である、といった問題点が指摘されておりました。

こうした問題を解決し、障害のある方々が利用できるサービスを充実し、一層の推進を図るため、今年10月に障害者自立支援法が全面施行されたところであります。

その法律のポイントとしては、障害の種別にかかわらず、障害のある人々がサービスを利用するための仕組みを一元化したこと。サービスを利用する方々も、サービスの利用料と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体の費用負担を明確にルール化したこと。就労支援を抜本的に強化したこと。支給決定の仕組みを透明化、明確化したことなどが挙げられております。

中でも利用者負担につきましては、障害のある方も社会の構成員として利用者負担をすることで、制度を支える一員となつていただくために、1割負担の原則が導入されたことが大きな改正点でございます。

もう少し詳しく言いますと、これまでの所得に着目した応能負担から、サービス料と所得に着目した負担の仕組み、すなわち1割の定率負担と、所得に応じた4段階の月額上限の設定に見直されるとともに、障害種別で異なる食費、光熱水費等の実費負担も見直しされ、3障害共通した利用者負担の仕組みとなりました。それに加えて、定率負担、実費負担等のそれぞれに個別減免や社会福祉法人軽減、あるいは食費、光熱水費の補足給付など、低所得の方に配慮した軽減策が講じられております。

また、本市独自の軽減策として、今回の制度改正に合わせて、義足、車いす、補聴器などの補装具費の支給及び補装具から地域生活支援事業の日常生活用具へと品目がえとなった蓄便、蓄尿袋などのストマー装具の給付に関して、市民税被課税世帯の方、障害児にあっては市民税均等割、課税世帯の方に対しても利用者負担相当額を全面補助することとしたこと。及び一部の事業に独自の利用者負担、上限額を設定することとしたことなど、低所得者に対する負担軽減策を講じたところであります。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、各種軽減策を講じたものの、利用者負担増に対する批判があるのは事実でございます。これを受けて、国では法律施行から1年もたたずして、低所得者に対する新たな負担軽減措置を導入するなどの改善策が現在検討されてございます。本年度内において、補正予算を計上する動きがあると聞き及んでおるところであります。

本市といたしましては、このように制度内容が固まらない状況ではありますが、これら国の動向を見据えながら、今後とも、障害のある方が少しでも障害福祉サービスを利用しやすいように、軽減策のあり方についてさらに検討してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、障害児に対するご質問にお答えをいたします。

まず、障害児の療育につきましては、議員ご承知のとおり、平成7年4月に市立たんぼ園を開設し、児童デイサービス事業や相談事業を実施して、障害児の療育の充実に取り組んでおります。また、こども課に配置している発達相談員につきましては、本年度1名を新たに採用し、2名体制として充実を図っております。健康課や学校教育課と常に連携を図りながら、たんぼ園、保育園、幼稚園、小・中学校への巡回による保育、就学観察や発達相談を実施して、障害のある子どもの発達保障と保護者の方々への指導相談、医療受診への紹介を行っておるところであります。

また、乳幼児健診の10カ月健診、1歳8カ月健診等において発見された、発達につまずきのある子どもとともに、その保護者を対象にしたフォロー教室やのびのび教室、あるいはステップアップ教室を実施し、遊びや生活指導を通じて、情緒の安定や生活習慣の自立、社会性の発達等の援助を行っておるところで

あります。

こうした取り組みの結果、軽度発達障害の子どもさんは障害が改善されるとともに、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応性を身につけ、保育園や幼稚園、そして小学校、養護学校へと進まれてまいります。また、同時に、同じ悩みを持つ保護者同士の交流により、親子がともに育つという相乗効果も見られておるところであります。

さて、ご質問の障害児に対する負担軽減策と障害児の自立支援、福祉サービスの充実についてであります。負担軽減策につきましては、法施行後、たんぼぼ園保護者会から、利用者負担の軽減要望のため、過日、私のほうへ陳情がございました。このことを受けて、慎重に検討をいたしました。その結果、法に基づく利用者負担の軽減は難しいことから、給食調理にかかる費用の85%を利用者負担していただいていたのを、来年度から調理にかかる費用の半額を市で負担することで、利用者負担を保育所並みに軽減したいと考えておるところであります。

また、福祉サービスの充実につきましては、県下あるいは近隣府県の中でも、先進的な取り組みをしている本市の療育の質を低下させず、また、合併に伴い増加している対象児童の受け入れに対応できるよう、引き続き施設面の充実に取り組んでまいります。

さらに、乳幼児から就学後のフォローと一貫性をもった発達保障と支援については、市教育委員会や関係機関とともに、本市としての特色あるルールづくりに取り組みながら、一層今後成果を实にしていきたいという考えを持っておるのであります。

なお、残余の件につきましては、担当参与よりお答えを申し上げます。

○議長（上田順康君）教育長。

〔教育長（森本國昭君）登壇〕

○教育長（森本國昭君）次に、いじめ、不登校についての現状と原因、過去と現在のいじめ、不登校の原因の違いについてのおただしについてお答えいたします。

まず、本年度4月以降、いじめの発生件数ですが、小学校で3件、中学校で9件の報告があり、現在も継続し、対応しているケースがあります。

また、不登校児童生徒数は、本年度11月末現在で、小学校は16名、中学校で60名で、学年別に見ると小学校高学年より増加し、中学校になってもそのまま増加ペースが続いております。

不登校の原因につきましては、特定することは困難ですが、虐待を含む家庭内のストレス、特別支援教育対象者に見られるような、個人的課題からくるストレス、友人や先生、家族との人間関係、信頼関係からくるストレス等が起因していると思われれます。

いじめの原因、背景には、学校及び子ども自身の問題とともに、基本的な生活習慣の欠如や、人に対する思いやりや正義感、善悪の判断などのしつけが十分でないなどの家庭的な背景、また、核家族、少子化が進む中、地域社会で同年齢、異年齢の子ども集団が組織されず、子どもたち一人ひとりが、人間関係の悩みを自分の力で克服する経験を持ちにくくなっていることが考えられます。

大人同士の人間関係の希薄さから、子どもたちが大勢の大人の暖かい目に包まれて成長しにくくなってきていることなど、地域社会の教育力の低下や、大人の規範意識の希薄化や、社会の情報化の進展により、子どもたちがメディアから影響を受けているといった点なども挙げられます。

過去と現在を比較した場合、現在のいじめは、強い者が弱い者をいじめるという、弱者を排除する傾向以外に、自分のストレスの発

散や、からかいといった遊びからかい型とでも言うべき傾向がございます。この傾向は、加害者側に罪悪感の乏しさがあり、被害者、加害者が固定されず、安易にいじめが発生し、その結果、被害者には納得のいかぬ、非常に強いストレスを感じさせることとなります。

また、不登校についても、以前は家族や友人間の人間関係や、個人的な悩みなどのストレスに関係しているケースが多くありましたが、急激に不登校が増加した平成3年ごろからは、これまでの神経症的な不登校に加えて、葛藤の少ない不登校と言える子どもたちが増えてきました。

不登校、いじめの問題については、人権を守るという観点から、今後も教育委員会が全力を挙げて取り組んでいきたいと考えております。

次に、軽度発達障害の理解を得るための関係機関の連携、引き継ぎの体制についてのおただしについてお答えいたします。

教育委員会では、教職員や保護者を対象にした講演会や研修を実施するとともに、また、学校では独自の研修を数多く実施し、障害の理解と啓発に努めております。こども課や発達相談員、幼稚園、保育所、小・中学校の連携、引き継ぎの体制についてですが、議員ご指摘のとおり、大変重要な課題であると認識しております。今後も関係機関で十分協議し、改善を加えて、より確かな連携、引き継ぎができるように努めてまいります。

次に、いじめ、不登校対策の今後の取り組み、対策はどのように考えているのかのおただしについてお答えいたします。

今後の取り組みですが、3点考えております。まず1点目は、軽度発達障害や不登校問題等の理解を図るため、今後も引き続き研修の機会を計画的に実施していくことです。あわせて、保護者の理解も得るよう、相談の機

会を増やしていきたいと考えております。

2点目は、不登校対策については、現在行われている対策で効果的なものは継続し、予防的な対策に力を入れていきたいと考えております。

3点目は、義務教育9年間を見据えた、小・中一貫教育を推進し、小学校から中学校に進む段階で、子どもたちが感じる数多くのストレスを解消し、いじめ、不登校の解消に努めることなどがございます。さまざまな取り組みによって、橋本市の子どもたちの健全育成に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、ニートを生まないキャリア教育の実施についてであります。子どもたちに正しい勤労観や職業観をはぐくむことが重要であると認識しております。国では、平成17年度からキャリアスタートウィークを始め、全国の中学校で5日間の職場体験学習を行っております。

橋本市内の中学校では、既に平成13年度から、進路指導の一環として職場体験を実施してきた経緯があります。中学校からは、社会の一員としての自覚が生まれ、社会のルールやマナーについて学んだり、地域の方々と交流が生まれ、などの報告を受けております。今後も、キャリア教育の充実に努めていきたいと考えております。

しかし、ニート、引きこもりと言われる青年が増加する社会機構を改革するには、単に中学校でのキャリア教育、進路指導だけでは、解決が図られるものではございません。教育委員会は、今後、橋本市に誇りを持ち、これからの橋本市を担う、活気と責任、自覚ある人づくりを進めることを教育方針に掲げ、生涯学習プランを作成し、町全体で市民の育成に取り組むと考えております。

望ましい勤労観や職業観、奉仕の精神など、

実体験で獲得していく学びの場を、小・中学校が一貫した方針で実践し、その中で市民の一員として、子どもたちに今果たせる役割を自覚させ、活力ある子どもの育成に努めてまいりたいと思いますので、ご理解とご指導をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（上田順康君）企画部長。

〔企画部長（吉田長司君）登壇〕

○企画部長（吉田長司君）次に、イベント、大会、祭り等の運営窓口の一本化についてですが、議員ご指摘のように、合併に伴いましてイベント等の開催が増えました。イベント等の開催の意義、メリットとしては、観光、商工、農業、スポーツ等をより活性化、振興させるきっかけづくりとして、機能やそれに関係する企業、団体、市民との連携、関係強化を図れることなどがあります。

一つの担当セクションで一括して運営を行うと、事務局、参加者等の調整が困難になるのに加え、イベント等の開催が目的になってしまうおそれがあります。開催目的の担当部署が通常の業務の延長として開催にかかわることで、より多くの効果が生まれ、さらにその後の業務執行にも役立つと考えます。

しかしながら、イベント等が増えた現状に対しては、集中改革プランにおいても、イベント、大会等については、実施目的、時期、内容及び効果等を精査し、各種イベント、大会等の統合を図る。また、民間活力の導入を検討し、経費の削減、参加者の確保等、効果の拡大を図るとしているところであり、この方針に基づいて取り組むとともに、その進捗管理については、行政改革推進室で行ってまいりますので、ご理解いただけますよう、お願い申し上げます。

○議長（上田順康君）この際、11時15分まで休憩いたします。

（午前11時1分 休憩）

（午前11時16分 再開）

○議長（上田順康君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

4番 平木君、再質問ありますか。

4番 平木君。

○4番（平木哲朗君）それでは1番目の、障害者自立支援法の関係で、再質問をさせていただきます。

先ほど答弁していただきましたように、理論とかそういう部分に関しては、私は別に何も言いません。ただ、この肝心な部分で、これは障害者自立阻害法やなどは私と思っています。やはり、障害者の人というのは、基本的に経済的にゆとりのある人というのは少ないんですよ。本当に現在の状況を、自民党もこの間、人権研修会のときに見直しをするというのは、これは選挙近いからの話であって、実際ほんまに現状をよくわかってるのかなというところがあるんです。実際に、施設の利用についても、実際の部分についても、非常に負担が増えたというのがあるんですよ。作業所でハンガーを組み立てる障害者が、今までは工賃だけで福祉サービスの負担額を払っていたところもあるんです。ところが、逆に、持ち出さんとできへんという現状も出てきているんですよ。

それで、そういう部分を考えたり、例えば先ほども言いましたように、重度の身体障害者の方が、今女性の方がアパートを借りて自立したんですよ。一人で生活しようと。今度そしたら、自立支援法でヘルパーさんの回数を減らさんとあかんようになるんですよ。だから、買い物に行くにもヘルパーさんの補助が要る。お風呂入るにも当然、重度の身体障害者なので、きちんとした部分が要る。それ

が、4回ほど使えておったやつが2回になると。そういうふうになったら、これはもうできめにだめな形になるんですよ。

確かに、これは国の法律やからという部分もあるんですけども、これは市単でやる、解消すべきと思ったらできることですよ。僕はすべてをゼロにすると言うとるんじゃないですよ。裕福な方は自分で出してくださいと。所得の少ない人は、せめて支援費でやっていた部分は出してください。それ以外プラスアルファは、県と市で助けてあげてくださいという話をしているんです。法律趣旨そのものに関しては構いません。それはいい、確かに社会参加をしていくということは非常に大事なことやと思うんですよ。

僕、やっぱり行政もそういう障害者の人の現状を一体、今、橋本市の障害者がこの自立支援法でどんなことで困ってるんやということを調査しているのかというのを、まず1点聞きたいと思います。

○議長（上田順康君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）障害者自立支援法、10月から本格的に施行されたわけなんですけれども、1割負担が障害者の方に重荷になっている、これは障害者の実態、生の声ですとか、新聞報道、あるいは12月1日に与党が政府へ申し入れました軽減策、それ等についても十分承知しているところです。

障害者自立支援法の施行に伴いまして、本市では新たに障害者計画、それと、その実施計画であります障害者福祉計画を現在策定作業を進めております。この計画の策定につきましては、3障害の代表の方々も策定委員の中に入ってもらって、現在策定作業を進めておるわけなんですけれども、その計画策定に当たりまして、障害者の方々に実態についてアンケート調査を実施しております。配付数につきましては、全体で3障害あわせまして

3,373人、有効回答いただきましたのが2,262人で67%ぐらいになっております。その中で、生活の現状の実態ですとか、介護者の状況、あるいは地域へのどういうサービスを展開してほしいとか、さらに詳しく、日中活動でどんな障害があるかとか、そういう実態調査をしております。

現在、ようやくそのアンケートの集計作業が、まだ公表はしておりませんが、私この間から事前にもらいまして、分析しているところでございます。新聞報道等にもありますように、自立支援法につきましては、多々問題があるという、調査結果も概ねそのようになっております。

先ほど言いましたように、与党が年度内に概略を見直しまして、できる部分については補正予算を組んでいく、そういうことになっておりますので、国の動向も見ながら、市独自の軽減策、どんなことが必要なのか、あるいはできるのか見きわめていきたい、そう思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（上田順康君）4番 平木君。

○4番（平木哲朗君）アンケート調査はもう大分前に私、うちのあれも障害者なので出しましたし、それについてもなかなか遅い取り組みやなどは思います。

国の動向を見てということですけども、やっぱり橋本市の実態を見た中で、何が必要なかという議論をしないと、国はまた大まかな形でしか出してけえへんというのが現状やと思いますので、その辺の部分に対して、きちっとした取り組みをしてほしい。それは、よう障害者の就労支援とか言うけど、実態は障害者の就労支援と、雇用対策も満足にできてない部分があるのに、どうやってこういう負担額を設定してきたかというのは、これはほんまにようわからんのですよ。

私のあれでも、そういうデイサービスに行かせてもらってやっているけども、やっぱり一月3万円負担増ですわ。こういうふうな状況の中で、やっぱりまだ私がおるからええけど、僕がおれへん、例えば障害者の子どもを持った、これから障害を持って生まれてきた子どもが大きくなって、小学校へ行き、中学校へ行き、高校へ行き、そして大学行く子もおるし、就職する子もおるし、そのまま家庭でおる子も絶対出てくるんですよ。いろんな形態で子どもというのは大きくなっていくんですよ。だから、そういうことも含めた総合的な施策というのは、やっぱり一番密着している自治体が、市町村がきちっと合わせて、単費でもええから、僕はやるべきやと思うんですよ。だから、決して負担をゼロにせえと言うとるんと違うて、やっぱり支援費制度へいい方向できた障害者施策が、大きく後退してしまったというところに大きな問題がある。この辺のことも含めて、やっぱり十分なことをしてあげてほしいんです。ここも書きましたけど、親とか兄弟の願いは、子どもが生きていく土台をきちんとつくってほしいということなんですよ。

僕、これはもう国のこともあるので、部長が答弁しても難しいなと思うので、これぐらいにしておきますけど、もう一点言いたいのは、社会参加という意味で、やっぱり障害者とか、重度の子である、身体障害者の子であるとか、精神障害者の子であるとか、知的障害者の子であるとか、やっぱり家から出て行く施策というのも、行政が、何かつくってやってほしいんですわ。いろいろ子ども同士が交流する、例えばボランティアと交流する、そういう部分の、国の自立支援法とは関係なく、これはもう私、1期目のときにも質問をしました。そのときもやりますという話で、8年たってしまいましたけど、結局何も、そ

の後あまり進展することなく終わったんですけども、やっぱりそういう、お金をかけなくても、介護保険でしたらふれあいサロン事業という、そういうのがあるんですけども、やっぱり障害者の部分でも、障害者の子ばかり集まって交流する場であるとか、地域のボランティアの人によってしてもらうものであるとか、やっぱりそういう、お金をかけなくてもできるソフトな事業というのを、もう少し増やして行ってほしいなと思うんですけども、その辺についてはどうですか。

○議長（上田順康君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）社会参加、総合施策についてのおただしをいただきました。

その前にちょっとアンケート、遅いと言われたんですけども、アンケートの調査期間が9月15日から9月30日まで、この間終わっただけなので、その点、ご理解いただきたいと思います。

それと、社会参加の事業なんですけれども、社会参加の事業としては、障害者のデイサービス事業ですとか、地域生活支援事業の経過的デイサービス、これは平成19年3月までの経過的なものなんですけれども、小規模作業所をご利用いただいております。これらについても、制度改正、自立支援法の施行で、国の、その利用者人数にあわせた事業所へ移行せえというような内容になっておりまして、小規模なところはどうか、これにつきましても問題になっております。

これらにつきましては、これまで利用しておられた方が今まで以上の負担をすることなく、積極的に社会参加できるよう、引き続き市の方針を出していきたい。そう考えております。

それと、子どもさんのことも含めてなんですけれども、市としての場所の確保の問題なんですけれども、これについては不十分な分

野であるという認識は十分持っております。障害者にとっては、外へ出て社会参加してもらうのが最も大事なことでありと私は認識しております。そういった面で、ちょっと回答になるかわかりませんが、障害者自立支援法の中でも、アンケート、その部分について設問しているところでもありますので、それらも含めて、市として一体何ができるか、計画の中へ盛り込んでいきたい、そう考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（上田順康君）4番 平木君。

○4番（平木哲朗君）そない難しく考えてもらわんでも、別に小規模作業所のことを言うておるん違くて、そういう交流の場をつくってあげてくださいよという話を僕はしているんですよ。そんな、作業所がどうのこうのという話じゃなくて、そういう場を極力つくるような、何かの集まりがあるときに、そういう障害者の方も呼んであげるとか、そういう、いろんなやり方あるでしょう。もう何かあったらそういう防御線張ってくれるんやけど、そういうことじゃなくて、もう少し単純な発想で取り組んでほしいなと思います。

もう一点、やっぱりこの支援法によって、施設の利用率が下がるということは、今度施設運営に大きな影響を与えて、その施設の職員を減らしたり、閉鎖というような形にもこのままではなりかねんということも、やっぱり十分頭に置いておいてもらわなあかんのかなということで、これはもう答弁要りません。

もう一つは、現在のたんぽぽ園があるわけですけれども、私、以前から言うてますように、私は柱本幼稚園を何とか活用でけへんかという考えを常々言っていると思うんですけども、柱本幼稚園ももう18人になってしまっ、年中、年長あわせても18人ですわ。あれだけたくさん空き教室がある、そしてたん

ぽぽ園は手狭になってきた。これから371号が開通した場合、4車線道路になった場合、今、紀見ヶ丘の公園まで歩いて散歩している状況にある中で、そんな危険なところを渡らしていくのかという、こういう話。紀見ヶ丘の公園が遊具も整備されていて、結構子どもたちも楽しく遊んでいるところなんです。

それでいけば、例えば、幼稚園を小学校の中へ入れて、そういう使い方もあろうかなと思うんですよね。高野口にもそういう障害者の関係のところもあるし、できたら広いところで一緒に療育をしてあげるというのも一つの手かなと思うんです。

その辺がどうも教育委員会と健康福祉部のところで、やはりきちっとした、お互いの意見をぶつからせてもらって、やっぱりいい方向に、障害者の子どももいずれは教育委員会ということに、関係になってくるんやから、そういう、もういい加減に、健康福祉部こう言うてる、教育委員会がどう言うてるんじゃなくて、一度やっぱりきちっとした調整をしていただきたいなと私は思います。教育委員会の改革プランも見せてもらいましたけども、やっぱり教育長、そういう方向で、いい方向に進んでいくようお願いをしたいと思って、これで1番の質問は終わります。

あまり時間がありませんので、2の小・中学校におけるいじめ、不登校、ニートを生まないキャリア教育につきましても、やはり同じやと思うんですよ。小さいときからそういう教育をして、子どもにそういうことを、こういうことなんやということをやっていないと、いくら小学校、中学校へ行って先ほど説明していただいたことをやったとしても、非常に難しいかなと思います。その中で、やっぱりきちっとした、ニートになるのも悲しいことですし、フリーターになるにしてもそうやと思うんです。やっぱり、しっかりした

教育をしてもらってやってほしいなと思います。

特に今、いじめ、不登校については、小学校よりも中学校に変わってきているという部分で、非常に複雑多岐化していると思うんですよね。その対応も非常に難しいですし、これからもっと、逆に言うたらスクールカウンセラーを増やしていくということも、非常に大切なことかなと思います。なかなか、県の教育委員会なんかで聞きますと難しいんやと、人がおれへんのやという話も聞くんですけど、そんなことほどスクールボランティアで、そういうカウンセリングできる人もおればいいことですし、やはり退職した教員の方を起用していくということも可能ではないかと思えますので、そういう部分でやっぱり取り組んでいただきたいと。

やっぱり障害者にとっても、こういう不登校とかいじめとか、そういう子どもたちにとって、要は生まれたときからの、こういうきちっとした教育をいかにしていくかということが、ある意味問題解決になるんじゃないかと思えますので、私、いつも言っている、子ども課と教育委員会の合体というのは、ぜひ取り組んでいただきたいなと思います。

最後、イベント、大会、祭り等の運営窓口の一本化。私の発想は違いますねん。経済部は何のためにある課なのかということですね。例を挙げましたけど。

今、この橋本市内の農地見てくださいよ。どんどんどんどん休耕田増えてますやんか。例えば出塔へ行ったらもう道のそばが休耕田になつとるとか、せっかく補助事業みたいなセメントこうやって、広い農地をつくってながら何もつくってないとか、そういう、この間聞いたけど実態調査いっつもしてない。それで、そしたら農業の人はどうするのと。本来それが役所の仕事でしょう。それをなく

して、僕、考え方がおかしいと思いますよ。その団体との関係をつくらなあかんと言うけれども、そんなもんは、それは担当が決まったら自然と関係なんかできてきますやんか。僕はそれでイベントを、しよせん一日のイベントであって、それを継続していくというのは、例えばそのセクションつくって、その中にその担当が一人でも入っておったら済むことやと思うんですよ。

だから、行財政改革でも事務事業の見直しとあるけども、まず本分は、確かに課とかそういうのを減らすことも大事やと思いますけども、それじゃ、この部署は何をする部署なんやということの、基本、原則がないとあかんと思うんですよ。地域経済活性化と、それは市長企業誘致で市長も回ってもうてるけども、そしたらこの地場産業をどないしていくかという政策というのは、ほんまに見えてけえへんと思います。この間農林課のほうから、経済部のほうから農業の政策なんてこんなことしますという一覧表を出してもらいましたが、やっぱりそういうことを考えていかんと、組織はおかしいと思いますよ。

民間やったら、一つの、僕、小売業でおったんで考えると、例えばイベントとか販促するところというのは、別にあるんですよ。で、あとの売るところというのは単体であるわけですよ。そのイベントは個々にやってもらう。そのかわり、売ることに対して全力を尽くすと。顧客管理とかそういうふうに、きちっと役割分担ができていると思うんですけど、その辺が、どうも何か前例主義というか、ゼロから考えてないと思うんです。補助金が出るから考えると、理事、前、9月議会で中西議員の答弁の中であつたと思うんやけど、その組織を、その顔を、そしたら何をするというゼロベースから考えてないんやと思うんよ。ただ減らしていったらええわという、単純な

発想ではないかと思うんです。別にそれでもできるというんだったら、企画部長やってもらったらええんやけど、その辺の、何のためにその部と課があるかということ、そういう考えられた上での答弁なのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（上田順康君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）質問につきまして、経済部ということで代表的に言われているわけですが、経済部がイベントするのが課という、部やないと思っています。ただ、紀の川祭にしろ、へら鮎の大会にしろ、これは経済部の仕事ということで僕は認識しているわけです。それで、本来の仕事ができないということになりましたら、そのところは組織の私どもで考えならん問題と思います。

それで、具体的に言います、紀の川祭を専門部署、企画でしたら企画のある部署に置くということ、まあいいわけですが、そういうイベントを開催することだけが本来の、なぜ経済部になったかということも考えた中でしていかなければいけないというふうに考えてございます。

ということで、経済部のイベントが多いということでしたら、経済部の中の、部の中にイベント担当みたいなのを置くということも考えていかないかんと思いますけども、それを一括して、例えばこどもまつりも含めて一部署でやっていくということになりましたら、これは逆に合理的なようでロスが多いんじゃないかというふうな考え方もございますし、はじめにも答弁させていただいたように、やっぱり開催すればいいんやということではない。その準備から含めて、最後の考察まできちっとしていくのが、完結型にしていくのがイベント、大会というふうに考えてございますので、どの部署におきまして、その部

課内で、そういう専門の分野を置くということについてはやぶさかではございませんけども、一括して、橋本市の行事を、教育委員会は別にしましてですけれども、一般部局の行事を一括して一つの部署でやるというのは、ちょっといささか問題があるのじゃなかろうかということで、現時点ではそういうことは考えていないということでございます。

それで、あえて集中改革プランとかいうことを出させていただいたというのは、イベント、大会のあり方というのが、まずしていかないかんということで、その効果とか成果ということを考えて、協議していくというのが集中改革プランの中にありますので、そういうことで、あえて質問に対してちょっとずれているかわかりませんが、こういう考え方でイベント、大会を今後考えていきますということで、答弁させていただいたわけですが、

以上でございます。

○議長（上田順康君）4番 平木君。

○4番（平木哲朗君）時間がありませんので。僕言うてるのは、そういう紀の川祭にしても、警察の交渉とかそういうことを一手にやって、そういうイベントするノウハウをその係が持って、担当課がかかわりながらやっていくことにしたほうが、非常に無駄な時間が多過ぎると思いますよ。もうそればかりにかかりつきりやということがあって、僕はそれを思っているんで、そしたら何をやる、それ、そしたら僕が言うた地域活性策について、十分に時間とれてるんかということや、とれてるという僕に対する答弁やと思いましたが、ほんまにそういうレイアウトをつくったり、ほんまに警察と交渉したりというものを、やっぱり別につくっておいたほうが、すべての方向で窓口ついていけると思うんですよ。

もう一つ、最後に言っておきたいのは、橋

本市のイベント情報は一括して管理されていない。どこに何が載っているのか、11月、何月何日まで、橋本市においてこういうのがありますよと言うけども、こどもまつりどこに載っとんやといたら、橋本市のイベントのホームページの中に載ってませんよ。探さんと出てきませんよ。そういうことも十分できてないんやから、やっぱりきちっとそういう、11月はこれだけ橋本市の行事をやっていますというようなものもわかるようにしていただきたいと言うて、これで終わります。

○議長（上田順康君）これをもって、4番 平木君の一般質問は終わりました。

---

○議長（上田順康君）この際、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時43分 休憩）